

## 7月末までに産休・育休に入る方の先読み加配実現!!

## 令和5年5月1日から7月末までに産育休に入る方の代替は4月1日から配置

兵庫県教育委員会は2月6日、各教育事務所を通じて「産休・育休代替教師の安定的確保のための支援について」という文書を発出しました。この内容は、「教員の未配置」問題に対して、昨年秋の確定交渉の場で教育次長が、「11月1日付文科省事務連絡については詳細については詳細について示されましたら、本県においても適切に対応してまいります。」と回答したことによるものです。文科省の通知通りの内容に、対象の校種には、「小中学校」に加えて「特別支援学校の高等部・高等学校」を県単独で追加、また対象の職種にも「教諭」に加えて「養護教諭・栄養教諭」を県単独で追加する画期的な内容となっています。通知の内容とその解説は以下の通りです。

## 県教委学事課通知の内容(要約)

## 1. 支援の概要

臨時的任用教員等の確保が出来ず、学校へ配置する予定の教師の数に欠員が生じるいわゆる「教師不足」の改善を図る方策の一環として、5月1日から7月31日までの間に産・育休を取得することが見込まれている教師の代替者を、4月の年度当初から配置出来るよう措置を講じる。

## 2. 加配措置の具体的内容

## 【対象校種と対象職種】

	国	兵庫県
対象校種	(1)小・中学校(義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む) (2)特別支援学校(小・中学部)	(1)小・中学校(義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む) (2)特別支援学校(全学部・専攻科含む) (3)高等学校(中等教育学校の後期課程・専攻科含む)
対象職種	(1)教諭 ※臨時的任用職員も対象とする。ただし、会計年度任用職員は対象外。	(1)教諭 (2)養護教諭 (3)栄養教諭 ※臨時的任用職員も対象とする。ただし、会計年度任用職員は対象外。

## 【加配要件】

5月1日から7月31日までに、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律又は地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく代替教師を配置するため、当該年度の当初から臨時的任用教員を任用し、産・育休取得予定教師が産・育休を取得するまでの間、配置する。

ただし、小・中学校、特別支援学校(小・中学部)の教諭においては、以下の加配事由に沿った指導等を行うものとする。

## (1)【小・中学校(義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む)】

教諭・・・少人数指導、TT指導

## (2)【特別支援学校(小・中学部)】

教諭・・・教育相談【特別支援学校のセンター的機能強化】

※(1)(2)以外の校種・職種の加配事由については、現在、調整中です。

## 組合と県教委との主なやりとり ○全教 ●県教委

○支援学校の高等部や高等学校、養護教諭や栄養教諭も対象にされたことは大歓迎だ。

●人数的には大きな規模になりますが…国の措置もしっかりと運用しながら何とかできるかなと判断しました。

○県独自の措置により、これまでの加配(兵庫型学習システム等)が減らされるということはないのか。

●すでに文科の方には申請をしていますが、その数通り加配があれば、従来の加配は圧迫せず済むと思います。  
文科も加配を圧迫しないと言っているので大丈夫だと思っています。

○兵庫県が先行して行ってきた「妊娠負担軽減の補助教員制度」はどうなるのか。

●今回の国の制度とは目的が違いますので、従来通り残していきます。ただし、校種や職種、期間の拡大等ご要望いただいていることについては従来通りですが…

県独自の妊娠負担軽減の補助教員制度もさらに充実させよう!!